彰化キリスト教医院

患者さんの義務

第 1 条 患者さんおよびそのご家族は、彰化キリスト教医院（以下「当院」という）に診察または診察の付き添いに来た際、医療従事者を尊重しなければならず、不当な行為（例：セクハラ、言葉の暴力または身体的暴力など）をはたらいてはなりません。

第 2 条 患者さんおよびそのご家族は診察を受ける患者さんご本人の身分やその他項目の正確な情報を提供し、健康状況や病歴および薬物アレルギー歴や薬剤服用歴、旅行歴、感染症に罹患しているか否かなどの情報を詳細に伝えなければなりません。

第 3 条 医療チームが診察待ちの患者さんの症状の緊急度に応じて決定した診察の順番を守らなければなりません。

第 4 条 病状、主なテストや検査に関する情報、治療方針、予後の状態、治療に付随するリスクとその可能性および代替えとなりうる治療に関する説明を受ける責任があり、また前述の告知内容に基づいて治療方法を選ぶ義務があります。

第 5 条 当院の医療従事者が提供した説明に対して疑問が生じた場合は、自発的に医師または医療従事者に質問し、説明を求めなければなりません。

第 6 条 医療チームが治療計画を立てる過程に参加・協力し、治療計画を変更する必要がある場合は、医療チームと十分に話し合わなければなりません。

第 7 条 疾病の治療のため、また病院内の秩序を守るために、当院が定める受診にあたっての規範・心得・注意事項および作業行程に従わなければなりません。

第 8 条 盲導犬以外の動物を同伴して来院することはできません。

第 9 条 危険物や禁止物の当院内への持ち込みは硬く禁じられています。

第 10 条 治療費を支払う義務があります。

20201215 医学倫理中心審版